

# 訓練の実施概要

## 1 今回の訓練の特色

第43回九都県市合同防災訓練は、「災害対策基本法」及び「第43回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、関東大震災以降最大の都市型災害となった阪神・淡路大震災及び未曾有の大災害となった東日本大震災等から得られた教訓を生かして、次の8点を重点に地域の実情に応じた訓練を実施した。

- (1) 都市の過密化や土地の高度利用により多様化する都市型災害に対応した訓練
- (2) 「九都県市災害時相互応援に関する協定」及び国や市区町村、指定地方公共機関等の各種相互応援協定に基づき、応援派遣や救援物資輸送等の広域的な訓練
- (3) 住民、自主防災組織及び行政機関が協力し、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施する避難所の開設・運営訓練
- (4) 発災時の応急対策に支障を来さないように、道路における車両等の通行を禁止するなど実践的な道路交通対策訓練
- (5) 地震により陸路が途絶した想定のもとで、海・河川及び空路を震災時における重要な輸送路と位置づけを行うとともに、船舶や航空機等を活用した救援物資緊急輸送訓練
- (6) 帰宅困難者対策として、鉄道機関、警察機関と連携し大規模ターミナルでの駅混乱防止及び避難誘導訓練
- (7) 九都県市地域の事業所、NPO法人、ボランティア団体等における、その責務と役割に応じた実践的な訓練
- (8) 災害時要配慮者の訓練への参加

## 2 実施日及び場所

都県市名	訓練日	会場
埼玉県	8月28日（日）	北本総合公園ほか
千葉県	10月23日（日）	【啓発・フェア】大網白里アリーナ 【実動訓練】白里海岸市営駐車場ほか
東京都	9月4日（日）	品川区立西大井広場公園ほか
神奈川県	10月16日（日）	南郷上ノ山公園ほか
横浜市	8月21日（日）ほか	富岡東中学校、並木十二天公園
川崎市	9月4日（日）ほか	川崎市消防訓練センターほか
千葉市	9月1日（木）ほか	千葉市蘇我スポーツ公園フクダ電子グラウンドほか
さいたま市	9月4日（日）ほか	さいたま市大宮消防署、合併記念見沼公園ほか
相模原市	9月4日（日）ほか	相模総合補給廠一部返還地ほか

### 3 発災対応型訓練

#### (1) 広域応援・受援訓練

九都県市相互及び防災関係機関等との連携・協力体制の充実を図るため、各種相互応援協定に基づく訓練を実施した。

##### ア 人員・資機材等の応援訓練

応援都県市	受援都県市	応援内容
千葉市	千葉県	消防ヘリによる孤立避難者救助訓練
横浜市	神奈川県	横浜市消防局航空消防隊による吊り上げ救助訓練
東京都	千葉市	救出救護訓練（土砂災害〔車両埋没〕）
川崎市		救出救護訓練（中高層建物、広域医療搬送）
埼玉県	さいたま市	防災航空隊の航空機による上空偵察訓練及び救出訓練等
東京都	相模原市	救出救助・消火訓練：多重衝突事故からの救出救助活動

##### イ 救援物資緊急輸送訓練

九都県市災害時相互応援に関する協定に基づく、救援物資の受け入れのため陸上輸送に対応する救援物資集積拠点の開設・運営を行った。

応援都県市	受援都県市
千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市	埼玉県
埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市	千葉県
埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市	東京都
埼玉県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市	神奈川県
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、川崎市、さいたま市、相模原市	横浜市
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、さいたま市、相模原市	川崎市
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市	千葉市
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市	さいたま市
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市	相模原市

ウ その他九都県市以外の機関との連携訓練

受援都県市	応援機関	応援内容
埼玉県	北本市防災協定締結自治体（福島県会津坂下町、新潟県十日町市、茨城県牛久市、千葉県富津市及び山梨県韮崎市）	救援物資緊急輸送訓練
	近隣市町の消防団及び消防隊（鴻巣市消防団、桶川市消防団、上尾市消防本部、伊奈町消防本部、川越地区消防局、比企広域消防本部、蓮田市消防本部及び埼玉東部消防組合消防局）	救出救助訓練及び大規模延焼火災防御訓練
千葉市	関西広域連合	物資搬出入訓練
	山武郡市広域行政組合消防本部	救出救護訓練（土砂災害[負傷者搬送]）

(2) 災害対策本部訓練

職員非常参集、災害対策本部設置・運営、情報受伝達の訓練を実施した。

(3) 情報伝達・広報訓練

広報車、防災行政無線、ヘリコプター等による情報伝達に加え、ソーシャルメディア、モバイルやドローン等を活用し、被害状況等を迅速かつ正確に伝達する訓練を実施した。

(4) 避難・救護訓練

地域と消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関が連携・協力して、道路の損壊や橋梁の倒壊等により孤立した地域の住民等に対し、安全な場所への避難誘導、倒壊家屋からの救出・救護や高層建物、車両内等からの救出・救護等を実施した。

(5) 火災防御訓練

住民が消火器等を使用して初期消火を行うとともに、事業所や消防機関が連携・協力して、建物等から発生した火災を鎮圧する火災防御訓練を実施した。

(6) 交通対策訓練

警察、土木担当部局及び関係団体等の相互連携のもとに、車両等の通行を禁止するなどして、緊急交通路の確保等を実施した。

(7) 多数遺体取扱訓練

大規模災害発生時における適切な遺体取扱方法を理解するとともに、関係機関との連携を相互に確認・検証した。